賛助会員募集

私たち宮城県スポーツ協会は,生涯スポーツの推進,競技力の向上,スポーツ環境の 整備を図り、広く県民がスポーツの価値を享受し、活力に満ちた幸福で豊かなみやぎの 実現に寄与するため,様々な事業を行っています。

ご支援いただいた賛助会費は、競技力の向上、生涯スポーツの普及振興など 本県のスポーツ推進のための事業に活用させていただきます。

《年会費》

- ●法人及び団体会員
- ●個人会員

1口 年額 10,000円として 1口以上 1口 年額 5,000円として 1口以上

【実施事業】





アスリートの強化・促進













【賛助会費の使途】

生涯スポーツの入口を担うスポーツ少年団の活動、ジュニアアスリートの競技力向上にかかる事業等に 充当します。

【特典内容】

- 協会ホームページ,指定管理者施設の掲示板等に法人(団体)名,個人名を掲載いたします。
- 1口につきグランディ・21フィットネス会員チケット(3回分)を送呈いたします。
- 賛助会費は、特定公益増進法人への寄附金として認められており、税制上の優遇措置を受けることが できます。寄附金控除の詳細につきましてはお近くの税務署にお問い合わせください。。

【入会方法】

- 所定の申込書に必要事項を記入のうえ,郵送または FAX でお申し込みいただくか, 本協会まで直接ご持参ください。(新規会員のみ)
- 年会費のお支払い等の詳細につきましては、本協会ホームページをご覧ください。 ※ 申込書はホームページからダウンロードできます。

〈お問い合せ・お申込み先〉

'みやぎ"をスポーツの力で笑顔と元気に

宮城郡利府町菅谷字舘40-1 宮城県総合運動公園内セキスイハイムサブアリーナ2階 http://msports.mspf.jp TEL:022-356-1125 FAX:022-356-8267

公益財団法人宮城県スポーツ協会 賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人宮城県スポーツ協会(以下「協会」という。)の目的に 賛同し、 事業に必要な財源の充実に協力する賛助会員(以下「会員」という。)について必要な事項を定める。

(会員)

第2条 会員は、協会の目的及び事業に賛同し入会した個人又は団体とする。

(入会手続)

第3条 会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書(様式1)を協会に提出するものとする。

(退会)

- 第4条 会員は、協会に退会の意思を示し、任意に退会することができる。
- 2 前項の場合、すでに納入した会費については、これを返還しない。

(会員の期間)

第5条 会員の期間は、原則として入会申込書を提出し、協会が当該申込書を受理した時からとする。 ただし、会員から特に退会の申し出がない限り、毎年度継続されるものとする。

(会費)

- 第6条 会員は、次に定める会費を納入しなければならない。
 - (1) 個人会員は、年額1口 5,000円(1口以上)
 - (2)団体会員は、年額1口10,000円(1口以上)

(表彰等)

第7条 会員には、協会の表彰規程に基づく表彰等を行うことができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるものの他必要な事項は、協会の会長が別に定める。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。